児童手当 手続き確認フロー

＼ スタート ／

は い ⟶
いいえ - - - ▸

現在、開成町から児童手当（特例給付※）を受けている
※ 所得制限限度額を超える場合、月額一律5,000円が児童手当として支給されています。

はい ↓ / いいえ - - ↓

高校生年齢（H19.4.2生～H22.4.1生）の子どもがいる

はい ↓ / いいえ - - ↓

高校生年齢（H19.4.2生～H22.4.1生）の子どもが、算定児童として登録されている
※ 高校生年齢の子どもが、中学生のときに開成町から児童手当を受給していた場合は、算定児童として登録されている可能性が高いです。
※ 算定児童については町ウェブサイトをご確認ください。▶

いいえ - - ↓ / はい ↓

大学生年齢（H15.4.2生～H19.4.1生）の子どもがいて、その人を含めて3人以上きょうだいがいる

いいえ - - ↓ / はい ↓

E
手続き不要です。

大学生年齢（H15.4.2生～H19.4.1生）の子どもがいて、その人を含めて3人以上きょうだいがいる

いいえ - - ↓ / はい ↓

A
「②額改定請求書」を提出してくだい。

B
「②額改定請求書」と「③監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

（保護者が2人以上＜例：父と母＞で子どもを養育している場合）
所得の高い人の職業が公務員である

はい ↓ / いいえ - - ↓

F
勤務先に問い合わせてください。

所得の高い人の住民登録地が開成町である

はい ↓ / いいえ - - ↓

G
所得の高い人の住民登録地に問い合わせてください。

大学生年齢（H15.4.2生～H19.4.1生）の子どもがいて、その人を含めて3人以上きょうだいがいる

はい ↓ / いいえ - - ↓

C
「①認定請求書」と「③監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

D
「①認定請求書」を提出してください。